主

原判決中、被告人Aに関する部分を破棄する。

被告人を懲役八月に処する。

訴訟費用中、原審国選弁護人清水正夫に支給の金員は、全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、末尾添附の弁護人久留島新司作成名義の控訴趣意書記載のと おりである。

よって技ずるに、窃盗罪が既遂の域に達するには、他人の支配内にあるものをその支配を排して自己の支配〈要旨〉内に移すことを要する。しかして窃盗犯人ないないをであるものをその支配を排して自己の支配〈要旨〉内に移すことを要する。しかして窃盗犯人ないないをであるものをである。しかしており、大きな場合において、横内が一般に人の自由に出入の必要であり、にはるらいを持ちてある。は、なんら障碍排除といるのは、対している。とができないというでは、できないというでは、できないとができる。しからできないとのでは、できないとのでは、できないとができないとができないとができないは少ないともそれにできないをものでは、あるにはないないがでは、あるにはないなないとも、できないとないをものである。とくするの方法によりできないは少いえないをもって自己の支配内に納めたとしても、おらっては、ないをもつて自己の支配内に納めたとしても、おらでもできないとはいるないるがらである。

よつて、刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十二条により原判決中被告人Aに関する部分を破棄し、なお、同法第四百条但し書に従い、更に次のとおり判決する。 罪となるべき事実

被告人は原審相被告人Dと窃盗を共謀の上、昭和二十八年一月十九日午後七時頃西宮市 a 町京阪神急行電鉄株式会社 E 工場構内 F 小屋内から同工場検車係長 G 保管にかかる砲金製アクスルメタメダ個(目方約三三、六瓩、時価約一万七千円相当)を盗み出し、構外へ搬出の目的でそこから同構内西方約百七、八十米の個所まで運搬したが、その際同工場夜間作業員等に発見せられ、窃盗の目的を遂げなかつたものである。

なお、被告人は昭和二十二年二月十二日神戸地方裁判所において強盗住居侵入罪 により懲役五年(未決勾留日数百三十日通算)に処せられ、当時その刑の執行を受 け終つたものである。

証拠の標目

- 一、 司法巡査のHに対する第一回供述調書
- 一、 司法巡査のB及びCに対する各第一回供述調書
- 一、 当審における検証調書
- 一、 当審における証人B、同Cの各証人尋問調書
- 一、 被告人及び原審相被告人口に対する原審第一回公判調書(供述)
- 一、 被告人の身上調書及び前科調書

法令の適用

刑法第二百三十五条、第二百四十三条、第六十条、第五十六条第一項、第五十七条<sub>----</sub>

、 刑事訴訟法第百八十一条第一項 よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 瀬谷信義 判事 山崎薫 判事 西尾貢一)